

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

		重点手続分野名	その他				
①手続名		生命保険募集人登録事務、生命保険募集人届出事務					
②根拠法令・条項		保険業法276条、第280条第1項					
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		<p>保険業法は、保険業の公共性に鑑み、保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。(保険業法第1条)</p> <p>生命保険募集人は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。また、登録事項に変更がある場合や募集業務を廃止する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならないとされている。(保険業法第276条、第280条第1項)</p> <p>当該2手続については、募集人が、代申会社を通じて(社)生命保険協会が運用するシステムにより申請・届出を行い、(社)生命保険協会が当日分の申請データを取りまとめたうえ、一括して当庁に日次で電子申請している。なお、紙媒体による手続は現在行っていない。</p>					
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)		
	本人	(生命保険募集人)	(158万人)		(生命保険会社の営業職員、法人代理店、個人代理店、代理店使用人)		
	代理人(士業を含む。)	(社)生命保険協会	1 (生命保険会社43社)		(社)生命保険協会のみが利用。日次で当庁へ電子申請。		
	その他						
⑤申請等の時期、提出期限等		申請等は随時受付けており、提出期限等は特段ない。					
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		申請等は日次で行われている。					
⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	財務省財務(支)局及び内閣府沖縄総合事務局財務部(全国11箇所)			e-Gov		
	受付時間	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考
		各財務局等の業務時間	生命保険会社等の統廃合等があった時	—	24時間365日(システムメンテナンスの期間を除く)	生命保険会社等の統廃合等があった時	—
⑧本人確認方法	本人申請等の場合						
	代理人による申請等の場合	代申会社において、住民票等により本人確認を実施			代申会社において、住民票等により本人確認を実施		

	本人申請等の場合		
⑨添付書類の名称・提出方法等	代理人による申請等の場合	<p>【登録申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等(個人の場合)又は登記事項証明書等(法人の場合)</li> <li>・誓約書(登録拒否要件に該当しない旨を記した書面) など</li> </ul> <p>なお、上記書類は、管轄財務局等へいつでも提出できる状態で代申会社が保管している。</p> <p>【届出】</p> <p>各生命保険会社の規定による</p>	<p>【登録申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等(個人の場合)又は登記事項証明書等(法人の場合)</li> <li>・誓約書(登録拒否要件に該当しない旨を記した書面) など</li> </ul> <p>なお、上記書類は、管轄財務局等へいつでも提出できる状態で代申会社が保管している。</p> <p>【届出】</p> <p>各生命保険会社の規定による</p>
	金額	登録申請:15,000円(法人代理店、個人代理店) 1,150円(生命保険会社の営業職員、代理店使用人) 届出:0円	登録申請:15,000円(法人代理店、個人代理店) 1,150円(生命保険会社の営業職員、代理店使用人) 届出:0円
⑩手数料	納付方法	募集人は、代申会社を通じて(社)生命保険協会に収入印紙を添付した登録申請書を送付する。送付を受けた協会は、募集人を登録審査する管轄財務局等ごとに取りまとめ、毎月1回郵送する。	募集人は、代申会社を通じて(社)生命保険協会に収入印紙を送付する。送付を受けた協会は、募集人を登録審査する管轄財務局等ごとに取りまとめ、毎月1回郵送する。
	⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)	<p>【審査基準】</p> <p>○登録申請者が次のいずれかに該当する時、その登録を拒否しなければならない。(保険業法第279条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産者で復権を得ないもの等</li> <li>・禁固以上の刑や保険業法等違反で処せられ、三年を経過しない者</li> <li>・登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者</li> <li>・成年被後見人若しくは被保佐人等</li> <li>・申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者</li> <li>・保険仲立人</li> </ul> <p>【処分基準】</p> <p>○生命保険募集人が次のいずれかに該当する時は、登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(保険業法第307条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第279条の登録拒否要件に該当することとなったとき</li> <li>・不正の手段により登録を受けたとき</li> <li>・保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき等</li> </ul> <p>【罰則の基準】</p> <p>○次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(保険業法第317条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けた生命保険募集人でない者で、保険募集を行った者</li> <li>・不正の手段により登録を受けた者</li> <li>・第300条第1項第1号～3号に規定される保険募集の禁止行為を行った者</li> <li>・業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者</li> </ul> <p>○次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。(保険業法第320条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者</li> <li>・業務・財産状況の報告、資料の提出をせず、または虚偽の報告・資料を提出した者</li> <li>・立入検査において、質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または検査を拒み、妨げ、忌避した者</li> <li>・業務改善命令に違反した者</li> </ul> <p>○次に該当する者は、50万円以下の過料に処する。(保険業法337条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更等の届出をせず、または虚偽の届出をした者</li> </ul>	<p>【審査基準】</p> <p>○登録申請者が次のいずれかに該当する時、その登録を拒否しなければならない。(保険業法第279条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産者で復権を得ないもの等</li> <li>・禁固以上の刑や保険業法等違反で処せられ、三年を経過しない者</li> <li>・登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者</li> <li>・成年被後見人若しくは被保佐人等</li> <li>・申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者</li> <li>・保険仲立人</li> </ul> <p>【処分基準】</p> <p>○生命保険募集人が次のいずれかに該当する時は、登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(保険業法第307条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第279条の登録拒否要件に該当することとなったとき</li> <li>・不正の手段により登録を受けたとき</li> <li>・保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき等</li> </ul> <p>【罰則の基準】</p> <p>○次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(保険業法第317条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けた生命保険募集人でない者で、保険募集を行った者</li> <li>・不正の手段により登録を受けた者</li> <li>・第300条第1項第1号～3号に規定される保険募集の禁止行為を行った者</li> <li>・業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者</li> </ul> <p>○次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。(保険業法第320条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者</li> <li>・業務・財産状況の報告、資料の提出をせず、または虚偽の報告・資料を提出した者</li> <li>・立入検査において、質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または検査を拒み、妨げ、忌避した者</li> <li>・業務改善命令に違反した者</li> </ul> <p>○次に該当する者は、50万円以下の過料に処する。(保険業法337条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更等の届出をせず、または虚偽の届出をした者</li> </ul>
⑫処分権者	内閣総理大臣(金融庁長官、財務局長等) (保険業法第313条)	内閣総理大臣(金融庁長官、財務局長等) (保険業法第313条)	
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	特段の定めなし。	特段の定めなし。
	平均的な処理期間	登録申請書受理から登録済通知の発出まで1ヶ月程度。	電子申請受理から登録済通知の発出まで1ヶ月程度。
⑭申請者等に対する結果の通知方法	登録申請:管轄財務局等が(社)生命保険協会を通じて代申会社へ通知。 届出:通知は行っていない。	登録申請:管轄財務局等が(社)生命保険協会を通じて代申会社へ通知。 届出:通知は行っていない。	

⑮申請書等の情報の保管管理方法		行政文書登録の上、ファイルに保管される。	金融庁業務支援統合システムに保管される。				
⑯申請～処理完了までの事務処理フローの概要		<p>【業務フローのイメージは、別紙1参照。】</p> <p>①募集人は、代申会社を通じて(社)生命保険協会が運用するシステムにより申請・届出を行い、(社)生命保険協会が当日分の申請データを取りまとめたうえ、e-govを経由して、一括して当庁に日次で電子申請する。申請データは、当庁の金融庁業務支援統合システムに自動連携される。</p> <p>②手数料(収入印紙)については、代申会社を通じて募集人から送付を受けた(社)生命保険協会が、募集人を登録審査する管轄財務局等ごとに取りまとめ、毎月1回セキュリティ便にて郵送する。</p> <p>③管轄財務局等は、監督業務として、上記①電子申請データの内容及び②手数料額の過不足などについて、登録審査を行う。</p> <p>④管轄財務局等は、登録審査が完了した者について、局長名で公印を付した登録済通知を交付し、(社)生命保険協会を経由し代申会社宛てに郵送する。</p>					
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	<p>【システムの関係図は、別紙2参照。】</p> <p>バックオフィス業務は、別途、金融庁業務支援統合システムにて実施しており、同システムは、電子申請・届出システムで受けた申請・届出データを自動的にデータベース化し、台帳管理業務を電子化することで、職員の審査業務や情報検索の負荷を軽減させるシステムである。</p>					
	最適化計画の策定状況	<p>バックオフィス業務については、「金融検査及び監査並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システムの最適化計画」に基づき、金融庁業務支援統合システムにて、業務の合理化を図ることとしており、当該バックオフィス業務については平成24年4月より稼働を開始した。</p> <p>金融庁業務支援統合システムの開発の中で機能改善を実施することで、当初計画で定められた事項の改善を平成24年度中に図ることができた。</p>					
	最適化計画の進捗状況	設計・開発段階(開発・総合テスト中、申請審査承認業務については、先行稼働済)					
⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
			整備経費(総額)(b) (千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当たりの 整備経費(b/c)(d) (千円)		
	22年度	73,337	1,655,375	10.58	156,463	229,800	
23年度	72,893	1,655,375	11.58	142,951	215,844	(a)=(機器借料+保守料+運用支援)のうち文書管理を除く電子申請分 (b)=平成14～23年度までの総額	
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ連携等ICT活用件数 (件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	502,405	502,405	0	100	100	
	21年度	503,735	503,735	0	100	100	
	22年度	466,849	466,849	0	100	100	年関係費:493円/件
	23年度	468,773	468,773	0	100	100	年関係費:460円/件
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用の実態・内容		—					
㉑手続・制度等に関する課題	手続の必要性の見直し	—					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	—					
	申請システムの使い勝手の向上等	—					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	— ※但し、平成25年度中に予定されている(社)生命保険協会の公益法人格変更に伴う電子証明書の切替時に、新法人格での証明書が発行されるまでの数日間、システムが利用できないという課題がある。					
	バックオフィス業務の見直し	— 申請・届出の審査業務等を担当する財務局からは、募集人データの検索の際に、生年月日による検索を可能として欲しい等、より使い易いシステムになるよう改善要望が寄せられているところであり、金融庁業務支援統合システムにて、これらの課題の改善を平成24年度中に図ることができた。					
	経済的インセンティブの向上等	—					
	広報・普及啓発	—					
	その他(震災対応等を含む。)	—					
㉒備考							
<p>(注)1 当初計画の内容と同じ事項については、当初計画の内容を記載する。</p> <p>2 当初計画の内容を変更・修正・追加・削除した場合には、該当箇所に下線を付すこと。</p>							